

公募のお知らせ

工事名

梅小路公園にぎわい施設新設工事

平成25年4月

京都市建設局

工事受注候補者の選定を、プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

平成25年4月26日

京都市長 門川 大作

1 公募対象工事に関する事項

(1) 工事名

梅小路公園にぎわい施設新設工事

(2) 工事案件の特質など

応募時に配布する本工事に関する下記書面（以下「仕様書等」という）のとおり

ア 梅小路公園にぎわい施設新設工事仕様書

イ 梅小路公園にぎわい施設新設工事の受注候補者選定要領

ウ 梅小路公園にぎわい施設新設工事の受注候補者選定に係る事業提案の審査等説明書

エ 梅小路公園にぎわい施設新設工事の受注候補者選定に係る審査基準

(3) 工事の履行期限

契約の翌日から平成25年11月29日

(4) 工事場所

梅小路公園内（京都市下京区観喜寺町他地内）

2 応募者の資格に関する事項

応募者は、次の（1）から（3）の資格要件をすべて満たしていること

(1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争資格者名簿もしくは規則第22条第1項に規定する指名競争資格者名簿に登録されている者

(2) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと

(3) 本店・支店又は営業所にて、一級建築士事務所登録を行っていること。

(4) 建設業法第3条第1項の規定に基づき建築一式工事につき、特定建設業の許可を受けていること。

(5) 国又は地方公共団体が発注する建築物（建築面積200㎡以上）を設計施工一括で受注し、完了した実績を有すること。

3 仕様書等の配布方法と配布期限

(1) 配布方法

平成25年4月26日から、7（1）の場所において無償で配布する。

ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 配布期限

7 (3) の本プロポーザル実施についての問い合わせ期限である平成25年5月10日(金)までとする。

4 受注候補者の選定方法

受注候補者の選定は、京都市建設局技術審査委員会及び受注候補者選定部会において、工事提案書及びヒアリング(プレゼンテーション)により行う。評価項目は、下記のとおりとする。

- ア 企業の施工能力
- イ 配置予定技術者の実績等
- ウ にぎわい施設提案内容
- エ 施工計画
- オ 資料作成・説明能力

5 工事提案書の提出について

(1) 提案部数

3部(正本1部, 副本2部)

(副本についてはホッチキス止めせず, クリップ等で左端を閉じること)

(2) 提出期限及び方法

平成25年5月21日午後5時までに, 7(1)の場所に持参すること。(ただし, 市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)) これ以外の手段(郵送, FAX, 電子メール等)による提出は受理しない。

6 ヒアリング(プレゼンテーション)の実施について

ヒアリング(プレゼンテーション)については, 提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主に目的として平成25年5月31日(時間, 場所は未定)に実施することを予定しているが, 詳細は別途通知することとする。なお, 日程は変更することがある。

ヒアリング(プレゼンテーション)については担当者3名以内(管理技術者, 監理技術者を必ず含むこと。)が出席すること。

7 問い合わせについて

(1) 手続等に関する問い合わせ先及び工事提案書提出先

京都市建設局建設企画部監理検査課進行管理担当(担当: 藤田, 小役丸)

電話 075-222-3548 FAX 075-222-0149

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 業務内容に関する問い合わせ先

京都市建設局水と緑環境部緑政課（担当：高野，御池）

電話 075-222-3589 FAX 075-212-8704

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(3) 問い合わせ方法

ア 本プロポーザルについての問い合わせは，原則として書面（様式自由）により，平成25年5月10日午後5時（市役所閉庁日を除く。）までに行うこと。また，問い合わせについては，持参，郵送，FAXのいずれかの手段を利用すること。郵送，FAXによる問い合わせを行った場合には，着信確認を行うこと。郵送の場合は期限日の消印まで有効とする。

イ 問い合わせに対する回答は，收受又は着信確認の翌日から起算して概ね5日（市役所閉庁日を除く。）以内に，京都市建設局建設企画部監理検査課ホームページにて公開することによって行う。

監理検査課 HP (<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>)

8 その他

- (1) 工事提案書に記載された管理技術者及び監理技術者は，その変更合理的な理由があり，同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合を除き，受注候補者選定期間中，及び本事業履行期間中，工事提案書に記載された技術者を変更することはできない。
- (2) 工事提案書作成に要する費用は，応募者の負担とする。
- (3) 提出された工事提案書は，返却しない。
- (4) 提出された工事提案書は，京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には，受注候補者の選定が完了した後において，これを申請者に公開する。ただし，第7条第2項に該当する場合を除く。
- (5) 工事提案書の提出後，本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 第三者が所有する土地に，無断で侵入し調査等を行わないこと。
- (7) 選定された受注候補者とは，後日価格交渉を行ったうえで，工事仕様書に従い工事契約を締結します。
- (8) 契約後において，工事提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は，契約を取り消すことがある。
- (9) 概算予定価格は，約96,000千円（税込）である。

（建設局水と緑環境部緑政課）